

1 収益施設等に係る庁内外の検討や地域住民からの意見等について

- 庁内意見としては、文化芸術作品の展示や、体験の場の提供ができる施設を含め、地域交流・賑わい創出の場となる物販・飲食等の施設について、幅広く検討しています。
- 地域住民の皆さんとは、サウンディングでの結果を踏まえ、公園整備や収益施設等のイメージについて、今後、意見交換を行っていく予定です。

2 既存都市公園の来場者数や周辺施設の利用状況等について

- 既存都市公園の来場者数に関するデータはありません。
- 地区内には、本年6月に、小劇場「Theatre E9 Kyoto」がオープンし、新たな文化芸術との触れ合いの場が創出されています。(次頁参照)

3 都市公園整備における想定費用や行政と事業者との負担割合等について

- 都市公園整備の事業手法は未定ですが、民間事業者への発注方法として、Park-PFI等の手法が想定されます。
- 想定費用や行政負担割合についても未定ですが、ご提案内容によっては、事業採算性を確保するための行政負担を検討します。

4 対象施設（収益施設等）について

①施設名称	未定（整備予定）
②施設の延床面積	○延床面積は未定です。 ○建蔽率は、京都市都市公園条例に定める公園施設の設置基準の上限（敷地面積の4%まで）とします。 ○ただし、Park-PFIを活用する場合は14%までとします。（ $6,687 \times 14\% = 936 \text{ m}^2$ ）
③建物の構成（構造、階数）	未定
④主な施設の内容、導入機能	○文化芸術作品の展示や、体験の場の提供ができる施設を含め、地域交流・賑わい創出の場となる物販・飲食等の施設について、幅広く検討しています。
⑤運営状況（運営主体、事業手法等）	○事業者による管理運営を想定しています。

＜ 参考 東九条地区における文化芸術によるまちづくり ＞

本地区では、平成30年11月に、市有地を活用した芸術イベント「ひかりの広場」を実施し、更に本年6月には地区内の私有地に小劇場「THEATRE E9 KYOTO」がオープンするなど、文化芸術によるまちづくりに向けた機運が醸成されつつあります。

